

■令和2年度 地域密着型サービス事業所の市内状況(R3.2.1 現在)○地域密着型通所介護 **14 事業所**

平成28年4月から利用定員が18人以下の通所介護（デイサービス）事業所は、地域密着型通所介護となり、市が指定・指導監督することになりました。地域密着型事業であるため、原則本市の被保険者のみの利用となります。

なお、19人以上の通所介護事業所（県指定）は市内に8事業所あります。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **1 事業所**

日中・夜間24時間体制で一日5分～10分の複数回の定期訪問と緊急時の随時対応で介護と看護を一体的に提供するサービスです。

市内では平成28年4月から実施しています。

○認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） **1 事業所**

認知症の人を対象に専門的なケアを提供するサービスです。

市内では平成28年7月から実施しています。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） **3 事業所**

認知症の人が、共同生活する住宅で日常生活上の世話や機能訓練などを受けられる介護サービスです。現在市内に3事業所あります。

なお、令和元年8月1日から「グループホームサンドラー」が休止となっておりますが、休止期間中に施設を小篠原へ新設移転し、施設名称を「グループホーム野洲すみれホーム」に変更したうえで、令和2年8月1日から事業を再開しました。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム) **2 事業所**

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。また、30人以上の介護老人福祉施設は、現在市内に2事業所あります。

なお、~~令和3年3月1日から~~

○小規模多機能型居宅介護 **1 事業所**

登録定員29人（通所定員15人、宿泊定員6人）

施設への「通所」を中心に、利用者の様態や選択に応じて「宿泊」や自宅への「訪問」を比較的柔軟に組合わせて提供する事業所です。介護報酬は介護度に応じて1か月の定額制です。

本市では、令和2年4月1日に「あいむ祇王小規模多機能型居宅介護」が新規開設となりました。